

## 日の里2丁目町内自主防災会規定（案）

### （名 称）

第 1 条 この組織は、日の里2丁目町内自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

### （目 的）

第 2 条 日の里2丁目町内会（以下「町内会」という。）に属する本会は、自主的な防災活動を行うことにより、地震・津波・風水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### （事 業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、救出・救護、避難誘導、初期消火、応急手当等に関すること。
- (3) 防災計画の作成及び防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

### （会 員）

第 4 条 本会の会員は、日の里2丁目町内区域に居住する世帯をもって構成する。

### （役員及び構成）

第 5 条 本会は、次のとおり構成する。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 防災会長          | 1 名（町内会長）        |
| (2) 防災副会長(総務担当)   | 1 名（町内会副会長）      |
| (3) 防災委員          | 2 名（町内会議推薦）      |
| (4) 防災書記(情報・伝達担当) | 1 名（町内会書記）       |
| (5) 防災会計          | 1 名（町内会会計）       |
| (6) 防災専門担当        | 6 名（町内会専門部長・副部長） |
| (7) 防災班長          | 4 名（隣組組長の広報担当者）  |
| (8) 防災組長          | 各組 1 名（隣組組長）     |

2. 防災会長は、町内会の会長をもってこれに充てる。

3. 防災副会長は、町内会の副会長をもってこれに充てる。

4. 防災委員は、町内会議の推薦に基づき町内会長が委嘱する。
5. 防災書記は、町内会の書記長をもってこれに充てる。
6. 防災会計は、町内会の会計をもってこれに充てる。
7. 防災専門担当者は、次の各号に掲げる担当者の区分に応じ、当該各号に定めるものをもってこれに充てる。

(1).避難場所確保担当者	副会長（公民館長）
(2).避難・誘導担当者	公民館副館長
(3).防災対策担当者	教育文化部長
(4).要援護担当者	健康福祉部長
(5).救護担当者	健康福祉副部長
(6).生活担当者	生活環境部長
8. 防災班長は、隣組組長の広報担当者をもってこれに充てる。
9. 防災組長は、隣組の各組長をもってこれに充てる。
10. 防災専門担当の補助者は、町内会専門部に所属する組長をもってこれに充てる。
11. 役員の任期は、町内会の役員任期とし再任は妨げない。  
ただし、防災委員の任期は、2年間とする。

（会 計）

第 6 条 本会の会計は、日の里 2 丁目町内会の会計として処理する。

（役員 の 責 務）

第 7 条 防災会長は、本会を代表し事業を統括する。

2. 防災副会長は、防災会長を補佐し、防災会長に事故あるときはその職務を代行するとともに、防災専門を総括する。
3. 防災委員は、防災会長を補佐し、防災関連機関等の助言・指導により専門的な防災事業を遂行する。
4. 防災書記は、会議の記録及び災害情報等の伝達、町内の情報収集を遂行する。
5. 防災会計は、防災関係等の調達・保管及び災害時の応急物資の調達を遂行する。
6. 防災専門担当者は、防災会長の指揮のもとで本会の専門的な事業を遂行する。
7. 防災班長は、各班の代表として防災副会長の指揮のもとで事業を遂行する。
8. 防災組長は、防災班長を補佐し、情報収集・伝達等及び防災専門担当者と協力し事業を遂行する。
9. 役付役員は、やむを得ず防災事業の遂行ができない時は、2 丁目会員の中から推薦し、防災会長の承諾をえて交代しなければならない。  
ただし、役付役員の事業遂行に関する引継ぎをしなければならない。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、定例会、臨時会及び役員会とする。

2. 定例会は、毎年1回、臨時会は、必要に応じてその都度開催するものとし、会議の構成員は、第5条に定める役員及び防災委員をもって構成する。
3. 定例会及び臨時会の議決権は、町内会規約第14条（総会）の規約に準じて決定する。
4. 災害時等により会議を召集できない場合は、町内会規約第6条第1項（役員）に定める五役で決定できる。ただし、町内会規約第14条（総会）に定める総会に提出して決裁をしなければならない。
5. 役員会は、必要に応じてその都度開催するものとし、第5条に定める役員をもって構成する。

(防災計画)

第 9 条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は次の事項について定める。
  - (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 災害危険の把握に関すること。
  - (4) 防災訓練の実施に関すること。
  - (5) 災害発生時における情報の収集・伝達、救出・救護、避難誘導、出火防止・初期消火、応急手当、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の運営・管理、他の組織との連携に関すること。
  - (6) その他必要とする事項。

(防災関連機関等の助言・指導)

第10条 本会は、消防、警察、行政、医療その他の機関等に対し、必要に応じて会議等への出席・参加を要請し、事業遂行のため適切な助言・指導を求めるものとする。

(連絡体制)

第11条 本会は、災害の状況に応じて、消防、警察、医療、宗像市役所、日の里地区コミュニティ、その他の機関等と連絡体制を取る。

(雑 則)

第12条 本規定に定めのない事案については、町内会の規約に準じ、その都度協議するものとする。

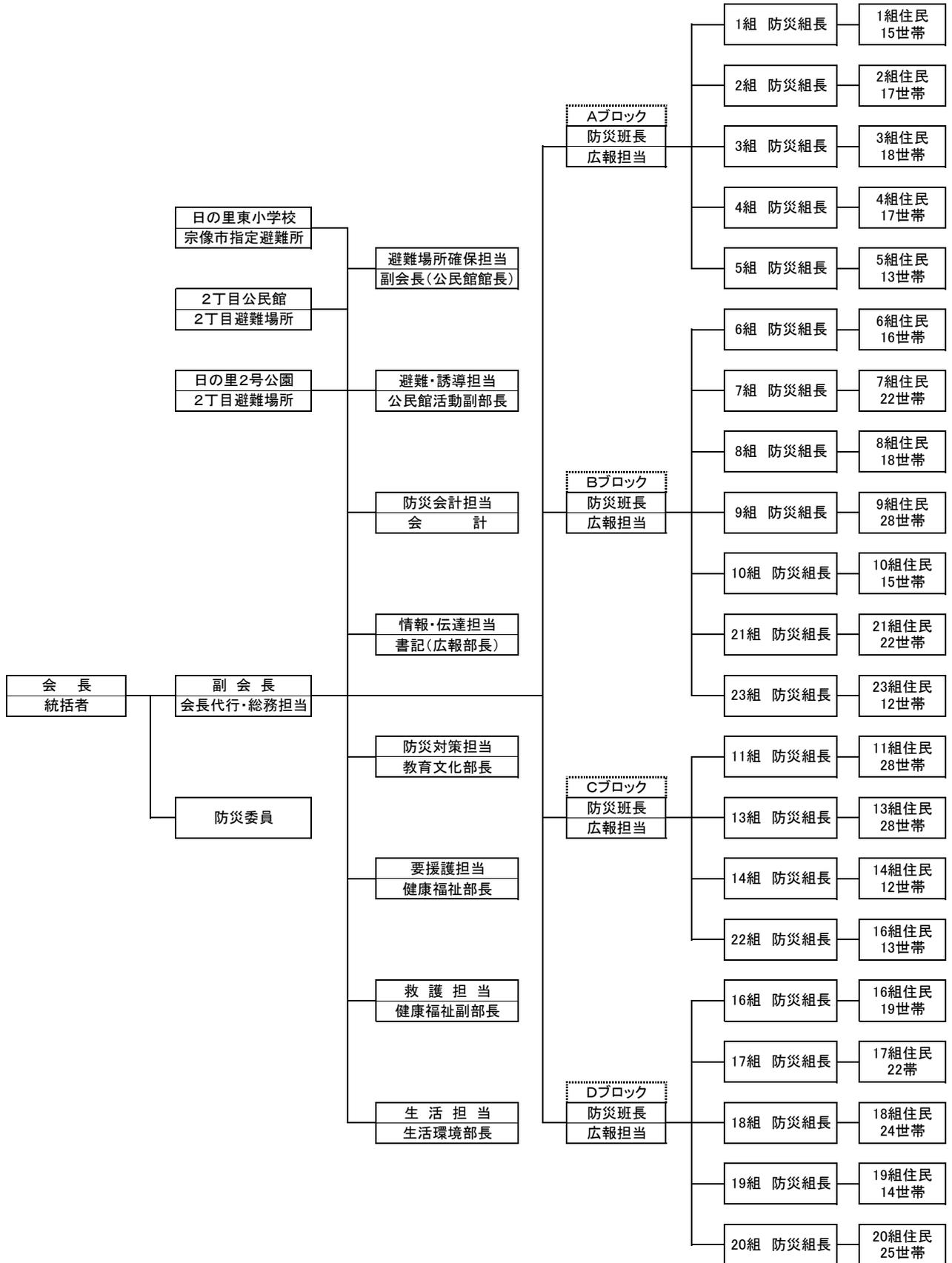
附 則

この規約は、平成22年12月18日から施行する。

資料：日の里2丁目防災会組織図・日の里2丁目防災地図

# 日の里2丁目自主防災会組織図(案)

平成22年10月16日



役職名	事業内容	役職名	事業内容
防災会会長	・防災会の統括、日の里コミュニティとの連携活動	防災対策担当	・年間防災計画・啓発活動
防災副会長総務担当	・防災会会長を補佐し、会長に事故あるときは会長代行及び各専門担当・各防災班長の統括調整	防災要援護担当	・防災訓練・必要な資機材の確保点検
防災委員	・防災会会長の補佐し、公共機関との連携・情報収集	防災救護担当	・病人および要援護者の安全確保・確認
防災避難場所確保担当	・避難場所確保及び他町内会との連携・調整	防災生活担当	・お年寄りの安全確保・確認救急処置、救急活動、負傷者の搬送
防災避難・誘導担当	・避難場所への経路・危険箇所確認、避難誘導訓練活動	防災班長	・救護担当に協力、食料・飲料水生活用品及び応急物資の調達・炊き出し等
防災会計担当	・防災会の会計及び会計計画作成等	防災班長	・情報・伝達担当者と連携し情報収集・伝達活動
防災情報・伝達担当	・情報収集、各防災班長・防災組長への情報伝達活動	防災組長	・各隣組住民の防災情報を防災班長に伝達活動